

酒気帯び運転をした職員の処分について

この度、当町職員が酒気帯び運転を行ったことについて、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定による懲戒処分を行ったので、お知らせします。

1 処分対象者等

(1) 処分対象者

産業振興課 上級主事（30代男性）

(2) 処分内容

懲戒（停職4か月）

(3) 処分日

令和7年8月28日

2 概要

当該職員は、令和7年8月16日（土）午後11時00分頃から翌17日（日）午前2時30分頃まで、帯広市内の複数の店で飲酒した後、午前5時00分頃に有料駐車場から自らが運転する自動車で行きを開始し、その10分後に帯広警察署が実施していた検問において、基準を上回る呼気中アルコール濃度（酒気帯び運転）が検知された。

3 町長のコメント

交通法規の遵守、特に極めて悪質な行為である交通三悪の防止については、あらゆる機会を通じて職員に周知・徹底を図ってきたところでありますが、去る8月17日に当町職員による酒気帯び運転が発生したことは、誠に遺憾であり、町政に対する町民の皆様の信頼を損ねる結果を招き、心よりお詫びを申し上げます。

今後は、このような事態を再び起こすことのないよう、服務規律の確保の取り組みを徹底し、町民の皆様の信頼回復に向け、職務に精励してまいります。

4 その他

当該職員の懲戒処分に加え、管理監督責任を問うものとして、直属の課長に対して訓告、直属の課長補佐職2人と安全運転管理者の計3人を厳重注意とした。